



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 28 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (規則第31号)

1 規則の概要

(1) 犬、猫捕獲処分等作業従事手当について所要の改正を行うこととした。(別表第3関係)

ア 保健所に勤務する予防技術員である職員の月額手当を日額化するとともに、支給対象から犬又は猫の殺処分の作業を削ること。

イ 手当の名称を犬、猫捕獲等作業従事手当に改めること。

(2) 福祉業務従事手当について所要の改正を行うこととした。(別表第3関係)

女性相談センターに勤務する職員が福祉に関する指導の業務で指導の対象者等と直接に接して行うものに従事した場合に日額600円を支給すること。

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第31号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則 (昭和32年島根県規則第55号) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「、第24条」を削る。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 4 条関係)

特殊勤務手当表

| 手当の種類 | 支給要件 | 支給額 |
|-------------|---------------------------------|-------------------|
| 浄化槽管理業務従事手当 | 職員がし尿浄化槽の維持管理の業務に 1 時間以上従事したとき。 | 1 日につき320円 |
| 犬、猫捕獲等作業 | 隠岐支庁県土整備局、保健所又は県土整備事務所に勤務す | 1 日につき370円。ただし、犬の |

| | | |
|----------|--|---|
| 従事手当 | る職員が犬の捕獲又は犬若しくは猫の引取り又は収容の作業に従事したとき。 | 捕獲又は犬若しくは猫の収容の作業に従事したときは、犬 1 頭又は猫 1 匹につき60円を加算する。 |
| 福祉業務従事手当 | 女性相談センターに勤務する職員が福祉に関する指導の業務で指導の対象者等と直接に接して行うものに従事したとき。 | 1 日につき600円 |

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。